

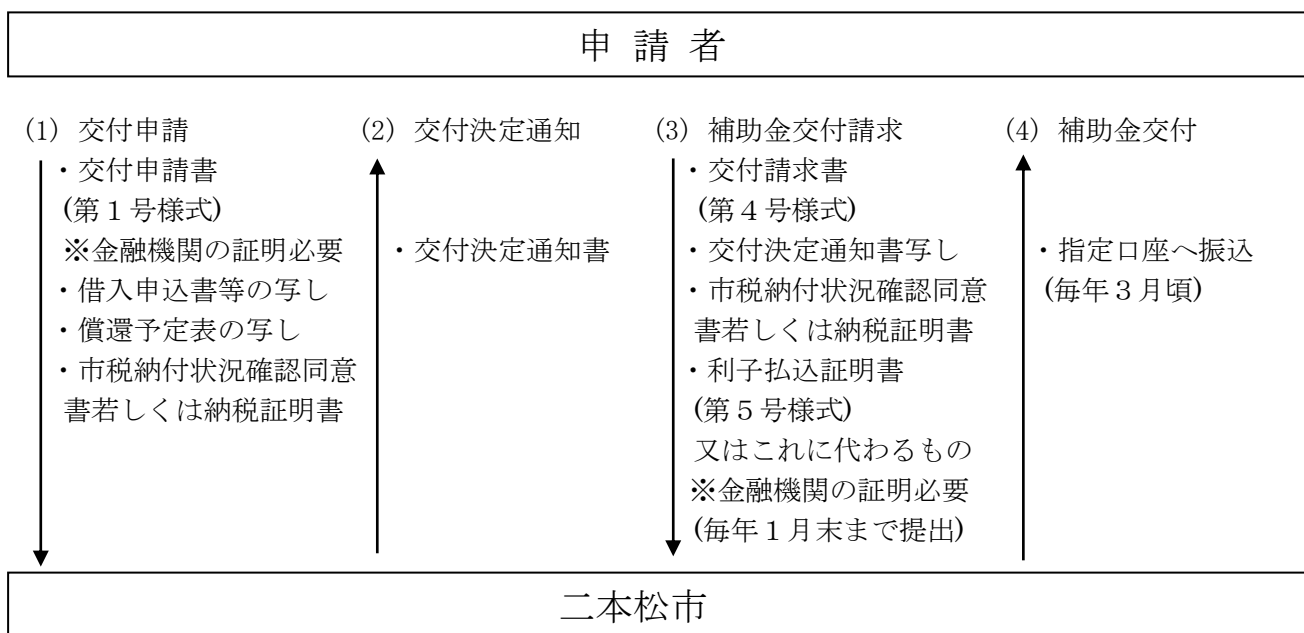
新型コロナウイルス感染症対策資金融資利子補給補助金

新型コロナウイルス感染症の影響により、資金の融資を受けた中小企業者に対して、利子の一部を補助します。

■補助内容

項 目	内 容
補助対象 資金等	<p>新型コロナウイルス感染症の対策を目的とした運転資金と設備資金で下記の資金が対象です。対象融資の上限額は8,000万円です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県緊急経済対策資金 ・金融機関（※）が取扱う新型コロナウイルス感染症に係る資金等 <p>（※金融機関：銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、農林中央金庫、（株）日本政策金融公庫、（株）商工組合中央金庫、（株）日本政策投資銀行）</p>
補助 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年1月29日から令和3年7月31日までの間に資金の融資を受けた中小企業者（事業を営む個人を含む） ・市内に主たる事務所又は事業所がある中小企業者（事業を営む個人を含む） ・市税の滞納がないこと。
補助額	<p>対象資金において支払うこととなる3年間の利子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額は、融資額に係る利率の年3.0%以内の利子額（延滞利子を除く） ・他の補助制度により補助金等の交付を受けた額又は受けようとする額がある場合は、その額を差し引いた額で補助金を交付
申請 手続き	<p>(1) 交付申請【申請者→市】</p> <p>次の書類を提出してください。（※提出は原則として郵送とします。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■利子補給補助金交付申請書（第1号様式） ※金融機関の証明を受けてください。 ■資金の融資に係る金融機関へ提出する借入申込書等の写し ■資金の融資に係る償還予定表の写し ■市税納付状況確認同意書若しくは納税証明書（課税がない者にあつては、課税証明書）の原本又は写し ※証明書は税目1件ごとに300円の手数料がかかります。 <p>(2) 交付決定通知【市→申請者】</p> <p>(3) 補助金交付請求【申請者→市】</p> <p>毎年1月末までに「交付請求書」を提出して下さい。</p> <p>※請求する額は、前年の1月1日から12月31日までに支払った利子額です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■利子補給補助金交付請求書（第4号様式） ■利子補給補助金交付決定通知書の写し ■市税納付状況確認同意書若しくは納税証明書（課税がない者にあつては、課税証明書）の原本又は写し ■利子払込証明書（第5号様式）又はこれに代わるもの <p>(4) 補助金交付【市→申請者】</p> <p>毎年3月頃に利子補給補助金を交付します。</p>

■補助金手続きの流れ



※交付申請は1回ですが、補助金交付請求は、毎年1月末までに提出して下さい。

■問い合わせ・申し込み

二本松市役所 産業部 商工課 商工振興係
住所：〒964-8601 二本松市金色403番地1
TEL：0243-55-5120 FAX：0243-22-8533
E-mail：shokoshinko@city.nihonmatsu.lg.jp